

蚊屋地区地区計画

名 称		蚊屋地区地区計画	
位 置		米子市蚊屋字清水、字下亀田、字南亀田、字西出口南川添及び字上清水の各一部	
面 積		約3.6ヘクタール	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR伯耆大山駅から南へ約200mに位置し、周辺は、駅前を中心としてすでに市街地が形成されたおり、良好な住宅地の供給を図るため、組合施行の土地区画整理事業が予定されている。</p> <p>このため、地区計画の策定により、良好な居住環境を創出することを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	既存の住宅地と調和のとれた良好な居住環境の住宅地として土地利用を図る。	
	地区施設の整備の方針	地区内に区画街路を設けるとともに、鉄道沿線に緑地を設けることにより良好な居住環境の保全維持を図る。	
	建築物等の整備の方針	良好な居住環境を創出するため、建築物の壁面の位置、垣・柵等の制限により優れた居住空間を確保し、緑豊かな街並みの形成を図る。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	緑地	約290平方メートル
	建築物等に関する事項	建築物の壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）から道路境界線（角地における隅切部分を除く。以下同じ。）までの距離は、1.5m、隣地境界線までの距離は、1m以上でなければならない。</p> <p>ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供する建築物で、次の各号に掲げる要件に該当するものについては、その外壁等から道路境界線までの距離は、1m以上とすることができる。</p> <p>(1)道路境界線から1.5m未満の距離にある部分の最高の高さが3m以下</p> <p>(2)道路境界線から1.5m未満の距離にある部分の床面積の合計が5㎡以下</p>
		垣、柵又は塀の制限	<p>道路境界側の構造は次の各号の一に掲げるものとする。</p> <p>(1) 生垣</p> <p>(2) 高さ60cm以下の基礎部分の上に開放的なフェンスを施したもの又は植栽を組み合わせたもの。ただし、門は、この限りでない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	屋根外壁等の色彩は、周辺の景観環境と調和した落ち着いた色合いのものとする。